

議員各位

以下の事案について、職員の処分を下記のとおり行いましたのでお知らせいたします。

記

事案

(1)所属部名	(2)職名	(3)氏名	(4)年齢	(5)処分内容
当事者				
教育委員会	教諭	町田 尚紀	29歳	免職
管理監督者				
教育委員会	校長		56歳	訓告(文書)
(6)処分年月日	平成28年4月28日			
(7)処分に至った事実の概要				
<p>当事者である町田は、平成27年10月27日、当時16歳の女性に対し、18歳に満たないと知りながら、現金を供与する約束をして、みだらな行為をした。</p> <p>このことは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第4条の児童買春に該当し、平成28年4月7日に愛知県警に逮捕された。</p> <p>これらの行為は、地方公務員法第29条第1項第3号(信用失墜)に該当し、市民の行政に対する信頼を大きく失墜させるもので、その責任は非常に重い。</p> <p>また、所属長である校長は、所属職員たる当事者を管理監督する立場にありながら、本事案を防止できなかったことは、自らの職責を十分に果たしていたとは言い難く、その責任は重い。</p> <p>従って、当該処分に及んだ。</p>				

【担当】

行政部次長兼人事課長

堀内 威宏

265-4141

(内線) 5322

教育委員会審議監兼学校指導課長

古田 秀人

265-4141

(内線) 5663